

立教大学学術推進特別重点資金（立教 S F R）

大学院学生研究

2017年度研究成果報告書

| | | | | | |
|--|---|----------------|-----|-------|----|
| 研究科名 | 立教大学大学院 | 法学 | 研究科 | 法学政治学 | 専攻 |
| 研究代表者 (2018年3月現在のものを記入) | 在籍研究科・専攻・学年 | 氏名 | | | |
| | 法学研究科法学政治学専攻 博士後期課程1年 | 安藤有史 印 | | | |
| 指導教員 | 所属・職名 | 氏名 | | | |
| | 法学部・教授 | 小川有美 印 | | | |
| 自然・人文・社会の別 | 社会 | 個人・共同の別 | 個人 | | |
| 研究課題 | 現代英国内務政治と反社会的行動 -ポストマルクス主義時代の政治的敵対性の生成機序 | | | | |
| 研究組織 (研究代表者・共同研究者) ※2018年3月現在のものを記入 | 在籍研究科・専攻・学年 | 氏名 | | | |
| | 法学研究科法学政治学専攻 博士後期課程1年 | 安藤有史 | | | |
| 研究期間 | 2017 年度 | | | | |
| 研究経費 (1円単位) | (支出金額) 200,000 円 / (採択金額) 200,000 円 | | | | |

研究の概要 (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

イギリスにおける反社会的行動 (anti-social behaviour) と名指される行動と、それらを取締る内務政治の論理・言説を往復しながら、政治的敵対性について研究する。ここでいう反社会的行動とは、犯罪未満の迷惑行為、非行、場合によっては犯罪とされるが、許容されてきた事もある行為 (いたずら、落書き、騒音、物乞い、不法占拠など) を指す。これらの現象を取り上げることで、左派と右派、国民と移民、階級といった従来の軸では捉えきれない、社会と反社会という敵対性を作り上げている仕組みはいかなるものなのか、どのような行動・集団が反社会的として名指されるのか、それらが決定されるメカニズムを考究する。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

{ 反社会的行動 } { 法と秩序 } { リスクによる統治 }

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

※本研究の成果の一部は、様式 3 に示した拙稿 (2018)「脅威を統治する-「予防」と「抑止」から「先制」と「レジリエンス(復元力)」へ」『生活経済政策』255号、で確認することができる。

・問題の所在の整理

まず、本研究の問い「社会と反社会という敵対性を作り上げている仕組みはいかなるものなのか、どのような行動・集団が反社会的として名指されるのか」が抽象的であるため、どのような問題を念頭に置いているか、簡潔にまとめておく。

ここで「反社会的行動」として念頭にあるイメージを具体的にあげれば、暴動への参加、建物への不法侵入やスクウォッティング、信号停止中の車に近寄って窓拭き業を勝手に始めようとする事、学校のずる休み、カリブ系住民の音楽や麻薬使用といった行為である。これまで、カルチュラルスタディーズや社会学的研究はこれらの行為を、特定の階級(ポール・ウィリス)や、エスニック集団の若者(スチュアート・ホール)による、排除された者たちの文化実践や政治的抗議行動として読み替えて(正当性を与えて)きた。

しかし、こうした反社会的行動に政治的な資格を与える言説は、アカデミズムの内部ではともかく、現実政治においては挫折していると言わねばならない。イギリスでは、サッチャー政権時代に「法と秩序 law and order」をめぐる政策が政治問題として浮上して以来、ブレア政権期には「犯罪に厳しく、犯罪の原因に厳しく」や「言い訳は許されない」といったフレーズを掲げながら、迷惑行為に対する取締り強化が進められてきた(Crime and Disorder Act 1998)。特に、その中で導入された Anti-social Behaviour Order= ASBO)。こうした取り組みは、社会における機会の平等を目指す社会的包摂の政策やコミュニティ政策と合わせて実行されることで、自由な市民の安全な生活を守る、住民の生活の質に貢献するといったソフトなメッセージを使いながら進められた。ASBO が対象としているのは、迷惑行為によって困っている社会的弱者(高齢者、子育て中の親、女性)であるとも言われる。路上風紀紊乱は、社会的に排除された階級や人種、若者の抵抗として正当性を持つよりも、平穏に暮らす住民にとっての迷惑行為として、法的にも道徳的にも非難されてきたのである。本研究は、こうした反社会的行動の正当性喪失の原因を、単なる政府の抑圧に帰すのではなく、反社会的とされる行動や集団の性質の歴史的变化の面から分析しようとする試みである。

研究題目に「ポストマルクス主義」とあるのは、階級や左右の軸による政治的敵対性が有効性を失っているとされる状況下で(または、それに代わるとされた移民-国民という文化的軸でもなく)、代わりに反社会的行動の側を表現するための、有効な政治的敵対性の軸が存在していないという困難を指す。イギリスでは、伝統的な労働者階級ではないアンダークラス(単に経済的に下層というだけではなく、ライフスタイルの面で道徳的な非難を浴びる集団)の非行や犯罪が社会問題とされ、対策として ASBO が施行されたが、この ASBO が展開しているのは、左派と右派、国民と移民といった従来軸では捉えきれない、社会と反社会という敵対性の領域である。この敵対性を作り上げている仕組みはいかなるものなのか、階級や人種といったカテゴリーが有効に機能しなくなった状況下での、社会に対する反社会とは何か、といったことが問題となる。

・理論的状況の整理

本年度の研究成果の主たる部分は、理論的状況の整理ができたことにある。

ASBO についての法学や犯罪学における先行研究では、犯罪未満の迷惑行為という規定の曖昧さが恣意的な運用を可能にしていること、刑事領域では罪に問えない行動を ASBO という民事命令で禁止する(しかし ASBO 違反は刑事罰になる)迷惑行為の犯罪化(criminalisation)やネットワイドニングの問題が指摘されている。しかし、こうした指摘は ASBO の運用や実践についての批判であり、上に述べたような、反社会的行動の取締りについての本質的な問いには及んでいない。

反社会的行動を規定するメカニズムについて検討するためには、理論犯罪学の変遷を見る必要がある。ASBO に対する批判的研究では、ブレア政権期の秩序紊乱取締り強化の政策は、思想的には、米国輸入の割れ窓理論とゼロトレランス政策に拠っていることが指摘

研究成果の概要 つづき

されている。些細な路上の不品行を嚴重に取り締まる方向への変化は、20世紀の理論刑罰学の軌跡に沿うものであった。かつて20世紀の刑罰近代主義の最大の関心は、犯罪者の理解と科学的視点による矯正にあった。それはオプティミスティックな矯正主義とも呼べるものであり、犯罪を犯した人物の過去や境遇について、科学的に究明すれば、犯罪の原因にたどり着くことができ、その原因を取り除くように逸脱者を矯正すれば、犯罪を減らすことができる、という考え方に基づいている。しかし、1980年代以降、犯罪に関する統治は、逸脱者の矯正から、犯罪の防止と行動の管理へと重心を移していく (Cohen, S, 1985, *Visions of Social Control*, Polity Press)。犯罪の原因、動機、意味についての関心は薄れ、代わりに問題となったのは、逸脱者をどのようにコントロールするか、そして逸脱者から社会に及ぼされる被害をいかに最小化するか、へと移った。事後の処罰や矯正ではなく、事前の予防や環境構築に重点が置かれたのである。犯罪リスクを下げるためには、犯罪の機会とみなせるような状況を、環境整備によって不可能にしておけば良いということになる (街頭の明るさを調整することで犯罪率を減らすといった、環境犯罪学)。こうしたリスク中心の犯罪政策の視点は、犯罪者の矯正を目指したのではなく、統計的視線に基づき、リスクの高い個人をカテゴリー化するものとなる。個々人の行動履歴を集積し、保険会社がするように、ハイリスクからローリスクまで個人を記録する。こうしたことは、犯罪に限らず、食料安全から金融投資まで様々な分野で見られる大きな傾向である。これをオマレーは、リスクによる統治 (governed by risk) と表現する (O'malley, P, 2010, *Crime and Risk*, Sage)。

こうした刑罰理論パラダイムの変化は、一方では、内務政策のアドバイスに携わる犯罪学者や警察、官僚ら、行政犯罪学者に分類されるような専門家によって、犯罪被害を効果的に減少させる肯定的方法と考えられている。他方で、批判的犯罪学 (critical criminology) と呼ばれる立場に立つ研究者たちは、リスク中心の統治に否定的である。批判的犯罪学の論者たちは、近代的刑罰主義が、リスクの言説、新刑罰学 (new penology) または保険統計主義的司法 (actuarial justice) といったものにとって代わられることで、排除的且つ厳罰的な刑事政策が台頭したと論じている (Feeley, M and Simon, J. 1992. "The New Penology: Notes on the Emerging Strategy of Corrections and Its Implications," *Criminology*, 30 (4))。さらに、些細な逸脱行為であっても、ハイリスクの兆候と見做されれば徹底的に罰していく、というリスクによる統治は、収監人口の増大、青少年に対する夜間外出制限、メーガン法のような性犯罪者への電子タグ装着、監視カメラの大量設置、ゲーテッドコミュニティの構築などの施策を大衆的に支持する、刑罰ポピュリズムを生じさせているという指摘もある (Pratt, J, 2007, *Penal Populism*, Routledge)。

・リスクの観点から、反社会的行動とその取り締まりを位置づける

治安政策が、リスクによる統治によって特徴づけられる一方で、反社会的行動の側についても、その原動力をリスクを求める行動として捉える先行研究が多く見られる。犯罪のリスク信奉 (embracing risk) としての側面を強調する先行研究 (Katz, J, 1988, *Seductions of Crime*, Basic Books, Baker, T and Simon, J, eds., 2002, *Embracing Risk*, University of Chicago Press) は、リスクテイカーたちの無謀で、秩序に反するような行動を、消費社会におけるエキサイト追求であり、したがってそれは表面的には反社会的でありながら、社会の支配的価値観を体現している、と位置付ける。リスクが称揚されるのは、現代社会が起業家精神社会 (enterprise society) であるからである。リスクテイク行動を奨励する消費社会・新自由主義のもとでは、リスクという基準から見て、わざと危険を冒すような犯罪の合法性と非合法性は曖昧なものとなる。ゆえに、リスク管理としての犯罪統制と、リスクテイキングとしての犯罪を、同じ現象を表裏から捉えたものとして合わせて考えなければならない (O'Malley 2010)。

研究発表 (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

① 雑誌論文

安藤有史「脅威を統治する-「予防」と「抑止」から「先制」と「レジリエンス(復元力)」へ」、『生活経済政策』、255号、2018年、17-20頁。